

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年 8 月 6 日
【会社名】	株式会社グッドスピード
【英訳名】	GOOD SPEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 久統
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大庭寿一
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市東区泉二丁目28番23号
【電話番号】	(052)933-4092 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大庭寿一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社宇佐美鋳油（以下「宇佐美鋳油」といいます。）から、会社法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）及び新株予約権売渡請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）の通知を受け、2024年8月6日付の取締役会において本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第4号の2に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 本株式売渡請求の通知に関する事項

#### (1) 当該通知がされた年月日

2024年8月6日

#### (2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社宇佐美鋳油
本店の所在地	愛知県津島市埋田町一丁目8番地
代表者の氏名	代表取締役会長 宇佐美三郎 代表取締役副会長 宇佐美裕子 代表取締役社長 宇佐美智也

#### (3) 当該通知の内容

当社は、宇佐美鋳油から、当社の会社法第179条第1項に定める特別支配株主として、当社の株主の全員（宇佐美鋳油及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を以下「本売渡株式」といいます。）の全部を宇佐美鋳油に売り渡すことを請求するとともに、併せて、2019年11月13日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年1月1日から2027年12月31日まで）の保有者の全員（宇佐美鋳油を除きます。以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する本新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といいます。）の全部を宇佐美鋳油に売り渡すことを請求する旨の請求に係る通知を2024年8月6日付で受領いたしました。当該通知の内容は以下のとおりです。

特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

宇佐美鋳油は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、当該本売渡株主が所有する本売渡株式1株につき850円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

(ア) 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第4号イ）

該当事項はありません。

(イ) 本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第4号ロ及びハ）

宇佐美鋳油は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、当該本売渡新株予約権者が所有するその有する本売渡新株予約権1個につき1円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2024年8月27日

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

宇佐美鋳油は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを宇佐美鋳油の現預金により支払うことを予定しています。宇佐美鋳油は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しております。

その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（但し、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について宇佐美鋳油が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価、及び本売渡新株予約権者に対する本新株予約権売渡対価を交付するものとします。

## 2. 本株式等売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

### (1) 当該通知がされた年月日

2024年8月6日

### (2) 当該決定がされた年月日

2024年8月6日

### (3) 当該決定の内容

宇佐美鋳油からの通知のとおり、当社による本株式売渡請求を承認いたします。

### (4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

本株式等売渡請求は、宇佐美鋳油が、当社株式の全て（但し、宇佐美鋳油が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を宇佐美鋳油の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といい、宇佐美鋳油が本両公開買付け（下記で定義します。）の予告の公表時点において予定していたスキームによる本取引を「本取引（予告公表時点）」、宇佐美鋳油が2024年4月24日に提出した当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第1回公開買付け価格」といいます。）を722円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を1円とする公開買付け（以下「第1回公開買付け」といい、第2回公開買付け（下記で定義します。）と併せて「本両公開買付け」といいます。）に係る公開買付け届出書の訂正届出書によりスキーム変更を行った後のスキームによる本取引を「本取引（スキーム変更後）」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、宇佐美鋳油が当社株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「第2回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）における当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「第2回公開買付け価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権買付け価格」といいます。）と、それぞれ同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2024年4月10日付で公表した「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」（2024年4月24日に公表した（開示事項の変更）株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ）及び2024年5月9日に公表した「（開示事項の変更）株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ）による変更を含みます。以下「2024年4月10日付け意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」並びに2024年6月25日付で公表した「株式会社宇佐美鋳油による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明（第2回）に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社が本両公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の経緯及び理由により、2024年6月25日付の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対しては公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する旨を決議しました。なお、上記の取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）による承認」に記載の方法により決議されております。

当社は、2023年8月24日付「過去の保険金請求に関する自主調査の経過報告ならびにお客様専用相談窓口設置のお知らせ」及び2023年10月20日付「過去の保険金請求に関する社内調査委員会による調査報告のお知らせ」に

てお知らせしたとおり、当社の過去の保険金請求に関し、再協定が必要な案件及び調査委員会により不適切疑義案件と判断される事例が存在していたことが判明いたしました。現時点においては、「過去の保険金請求に関する社内調査委員会による調査報告」に記載の再発防止策に取り組むとともに、過去の保険金の請求に係る調査を継続し、引き続き損害保険会社各社との協議を継続しております。現時点では、過去7年間まで遡って調査することを予定しており、現在も各損害保険会社と連携し、調査を継続しております。また、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、第三者調査委員会による調査を実施した結果、車両売上の前倒し計上並びに钣金・塗装売上の後倒し計上等が行われていたことが判明いたしました。これらの疑義発生及び調査結果の内容により、2023年9月上旬より当社に対する金融機関からの信用力が低下し、金融機関からの借入による資金調達を前提として計画していた当社の成長戦略の遂行が困難になりました。

こうした状況の中で、当社は、当社が成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画いただき、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいこと、またそのスポンサーは、当社が新しいエリアへ新規出店を進めるにあたっては、全国に拠点を有して高い知名度を保持し、カーライフ関連で事業上密接な接点を有した企業が望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、2023年12月上旬、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任の上、上記のような当社のスポンサーになり得る潜在的な候補先を探す観点から、みずほ銀行を通じて、事業会社等10社程度に対し、当社に対する出資その他の当社に係る資本政策（当社株式の非公開化を含みます。）に係る検討を依頼（以下「本プロセス」といいます。）いたしました。

そのような状況下、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「公開買付け者が本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社は、2024年1月16日、宇佐美鋳油より、宇佐美鋳油を通じた金融機関からの資金調達の拡大による資金面での支援を行う意向を含む、本取引を申し入れた背景や本取引実施後の成長戦略等を記載した2024年1月16日付意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領しました。なお、宇佐美鋳油は、当初本プロセスにおける検討依頼先には含まれておりませんでした。2023年12月上旬、当社が大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して本プロセスを実施している旨を伝達していたことから、2023年12月中旬に大和証券から加藤久統氏（以下「加藤氏」といいます。）に連絡があり、宇佐美鋳油が当社のスポンサーになることについて関心があることを伝えたことから、2023年12月下旬に、当社、みずほ銀行及び大和証券間で面談を実施し、その結果、2024年1月初旬に、宇佐美鋳油が本プロセスに参加することとなりました。その後、みずほ銀行から大和証券に対して、宇佐美鋳油の意向表明書の提出を要請した結果、2024年1月16日に当社は宇佐美鋳油から本意向表明書を受領いたしました。当社は、本意向表明書の提出を受けた時点において、本プロセス内において、各候補先からの具体的な提案が出ていない状況であり、宇佐美鋳油からの本意向表明書に係る提案内容が、その時点において最も実現性の高いものであったことを踏まえ、宇佐美鋳油との間の本取引について、本格的に検討を開始することといたしました。

そこで、当社は、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本両公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、宇佐美鋳油、当社及び加藤氏及び株式会社Anela（以下「Anela」といい、加藤氏及びAnelaを個別に又は総称して「応募合意株主（第1回）」といいます。）から独立したみずほ銀行を引き続き当社のファイナンシャル・アドバイザーとして起用することとし、また、2024年1月下旬に、宇佐美鋳油、当社及び応募合意株主（第1回）から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、2024年2月上旬に宇佐美鋳油、当社及び応募合意株主（第1回）から独立した第三者算定機関として株式会社ブルーラス・コンサルティング（以下「ブルーラス」といいます。）をそれぞれ選任し、宇佐美鋳油、当社及び応募合意株主（第1回）から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の利益確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。なお、当社はみずほ銀行からの借入れを行っておりますが、みずほ銀行より、当社に対する財務上の助言を行う部署と当社に対する貸付けを担当する部署との間で適切な情報遮断措置がなされている旨の説明を受けていることから、みずほ銀行について、当社からの独立性に問題がないものと判断しております。

さらに、当社は、2024年1月25日開催の取締役会決議により、本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保する目的として、宇佐美鋳油、当社及び応募合意株主（第1回）並びに本取引の成否のいずれからも独立した、当社の社外取締役3名及び外部専門家1名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置することを決議いたしました。また、本特別委員会は、宇佐美鋳油、当社及び応募合意株主（第1回）からの独立性並びに専門性に問題がないことを確認の上、当社がファイナンシャル・アドバイザーと

してみずほ銀行を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、第三者算定機関としてブルーアスを選任することをそれぞれ承認しました。そして、本意見表明プレスリリースの「3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7) 公正性を担保するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、当社は本取引に係る検討体制を構築の上、2024年1月26日に本特別委員会の承認を得ております。上記体制の下、当社は、本取引の是非及び取引条件の妥当性について、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言並びに本特別委員会での審議内容を踏まえながら慎重に検討を行いました。

また、当社は、第2回公開買付価格を含む本取引に係る取引条件について、本特別委員会からの交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びみずほ銀行の助言を受けながら、2024年2月中旬から2024年2月下旬まで、宇佐美鋳油との間で、複数回にわたる協議・検討を重ねました。具体的には、宇佐美鋳油が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスにより得られた情報（当社が現段階で想定している過年度決算の修正内容を含みます。）を勘案し、当社に対して、2024年2月15日に、（ ）第1回公開買付前提条件（注1）が充足されたこと又は宇佐美鋳油が第1回公開買付前提条件を放棄したことを条件として、加藤氏が所有していた当社株式（第1回公開買付けの開始の公表日である2024年4月10日現在の所有株式数：911,208株、増資前所有割合（注2）：23.99%）のうち911,200株（増資前所有割合：23.99%、以下「加藤氏応募株式」といいます。）を取得することを主たる目的として第1回公開買付けを行うこと、（ ）第1回公開買付けが成立し決済が完了した後に、第1回公開買付前提条件と同内容の条件が充足されたこと又は宇佐美鋳油が当該条件を放棄したことを条件として、当社株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、買付け予定数の上限及び下限を設定せずに、宇佐美鋳油が当社株式（但し、宇佐美鋳油が所有する当社株式、Anela所有株式（以下で定義します。以下同じです。）及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的として第2回公開買付けを行うこと、（ ）第2回公開買付けが成立し決済が完了した場合であって、宇佐美鋳油が第2回公開買付けにおいて当社株式（但し、宇佐美鋳油が所有する当社株式、Anela所有株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に、当社の株主を宇佐美鋳油及びAnelaのみとするために会社法第180条に基づく当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、（ ）本株式併合の効力発生後に、本自己株式取得（以下で定義します。）に必要な資金及び分配可能額を確保することが必要となる場合には、本両公開買付けの成立及び本株式併合の効力発生を条件として当社によって実施されるAnela所有株式を対象とする自己株式取得に必要な分配可能額及び自己株式取得に係る資金を確保することが必要となる場合における宇佐美鋳油による当社に対する資金提供及び当社による会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少を行うこと、（ ）本株式併合の効力発生後に、Anelaが所有していた当社株式（第1回公開買付けの開始の公表日である2024年4月10日現在の所有株式数：900,000株、増資前所有割合：23.70%、以下「Anela所有株式」といい、加藤氏応募株式と総称して、「本応募株式（第1回）」といいます。）を取得することを目的として本株式併合の効力発生後に、当社によって実施されるAnela所有株式を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を行うこと、（ ）第2回公開買付価格を740円（提案日の前営業日時点の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場における当社株式の株価終値673円に対して9.96%のプレミアムを加えた金額）とし、本新株予約権については、当社の役職員に対してストックオプションとして発行されたものであり、権利行使の条件として、新株予約権の行使時においても当社の取締役又は従業員の地位にあることが必要であり、宇佐美鋳油が本新株予約権を取得したとしても行使することができないことから、第2回新株予約権買付価格を1円とする旨の第1回提案を受領しました。これに対し、2024年2月19日、本特別委員会は、宇佐美鋳油に対し、（ ）本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当とする目的でのインセンティブ・プラン等の供与を想定しているか、及び（ ）第2回公開買付けにおいて買付予定数の下限を設定しないことにより、結果的に完全子会社化することができなかった場合の想定について質問を行うとともに、（ ）第2回公開買付価格について、当社の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請しました。これを受けて、当社は、宇佐美鋳油より、2024年2月21日に、（ ）本新株予約権者が享受すべき経済的利益を手当とする目的でのインセンティブ・プラン等の供与は現時点では想定していない旨、並びに（ ）第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、宇佐美鋳油及びAnelaが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において株式併合に係る議案が承認されない可能性があるものの、宇佐美鋳油は当社株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における当社の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定である旨の回答を受領するとともに、（ ）第2回公開買付価格を745円（提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の株価終値691円に対して7.81%のプレミアムを加えた金額）、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第2回提案を受領しました。これに対

し、2024年2月22日、本特別委員会は、宇佐美鋳油に対し、( )第2回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設定しないことにより、第2回公開買付け成立後に上場維持基準に適合しない状態となった場合の対応について質問を行うとともに、( )第2回公開買付け価格について、当社の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請しました。その後、宇佐美鋳油より、2024年2月26日、当社に対して、( )第2回公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定しないことから、第2回公開買付けの成立後、宇佐美鋳油及びAnelaが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の3分の2を下回る場合には、本臨時株主総会において株式併合に係る議案が承認されない可能性があり、結果的に上場維持基準に適合しない状態となる可能性があるものの、宇佐美鋳油は当社株式の非公開化を行う方針であることから、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における当社の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、株式併合に係る議案が本臨時株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定であり、これ以外に想定している対応はない旨の回答を受領するとともに、( )第2回公開買付け価格を750円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の株価終値692円に対して8.38%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第3回提案がありました。これに対し、2024年2月26日、本特別委員会は、宇佐美鋳油に対し、第2回公開買付け価格について、当社の少数株主の利益に配慮し、増額を検討するよう要請いたしました。その後、宇佐美鋳油より、2024年2月28日、当社に対して、第2回公開買付け価格を850円(提案日の前営業日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の株価終値780円に対して8.97%のプレミアムを加えた金額)、第2回新株予約権買付価格については第1回提案から引き続き1円とする旨の第4回提案があり、本特別委員会がこれを応諾しました。これにより、同日、第2回公開買付け価格を850円とし、第2回新株予約権買付価格を1円とし、本自己株式取得におけるAnela所有株式の取得価格を683円とすることについて、宇佐美鋳油及び当社間で合意されました。

(注1)「第1回公開買付前提条件」とは、本特別委員会において、当社が第1回公開買付け及びこれに続く第2回公開買付けに対して賛同し、当社の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、本両公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第1回公開買付けの開始日において、当該答申が撤回されていないこと、当社の本両公開買付けに関する意見表明として、本両公開買付けに賛同し、当社の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、当社によりその内容が公表されており、かつ、当社において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、宇佐美鋳油及び応募合意株主(第1回)間で、加藤氏の所有する当社株式のうち911,200株(増資前所有割合:23.99%)について第1回公開買付けに応募する旨、及びAnelaの所有する当社株式の全て(所有株式数:900,000株、増資前所有割合:23.70%)について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約(以下「本契約」といいます。)が締結され、かつ、有効に存続していること、当社において、( )2023年9月期に係る有価証券報告書(以下「2023年9月期有価証券報告書」といいます。)及び2024年9月期第1四半期に係る四半期報告書(以下「2024年9月期第1四半期報告書」といいます。)が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって当社株式が上場廃止となっておらず、かつ、( )2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること(注3)、当社において、当社が提出済みの2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までに係る各四半期報告書の訂正報告書(総称して、以下「本訂正報告書」といいます。)が提出されていること(注4)、本取引に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)に基づき必要な手続及び対応が履践され、(待機期間がある場合には)待機期間が経過していること、当社及びその連結子会社である株式会社チャンピオン76(総称して、以下「当社グループ」といいます。)に係る業務等に関する重要事実(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「金商法」といいます。)第166条第2項に定めるものをいいます。)で当社が公表(金商法第166条第4項に定める意味を有します。)していないものが存在せず、また、当社株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実(金商法第167条第2項に定めるものをいいます。)であって公表(金商法第167条第4項に定める意味を有します。)されていないものが存在しないこと、本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、原因の如何にかかわらず、当社グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと(本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。)をいうとのことです。

(注2)「増資前所有割合」は、当社が2024年5月15日に提出した2024年9月期第2四半期に係る四半期報告書に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(3,783,500株)から、当社が2024年5月15日に公表した「2024年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(64株)を控除した数(3,783,436株)に、公開買付者が当社から

報告を受けた、2024年3月31日現在残存しかつ2024年6月25日現在行使可能である本新株予約権（730個）の目的となる当社株式数（14,600株）を加算した数（潜在株式勘案後株式総数（3,798,036株））に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。）をいいます。（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。）

（注3）当社は、2023年9月29日付「調査委員会設置のお知らせ」に記載のとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理（以下「本不適切会計処理」といいます。）がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、公正性を確保した調査が必要と判断し、外部の有識者で構成される第三者調査委員会を設置した上で調査を実施いたしました。その後、2023年12月28日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2023年9月期有価証券報告書の法定提出期限である2024年1月4日までに当社の2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させることができず、金商法第24条第1項に定める有価証券報告書の提出期限までに2023年9月期有価証券報告書の提出ができない見込みとなったことから、当社は、東海財務局長に対し、2023年9月期有価証券報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行いました。その後、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年1月4日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けました。当該状況を踏まえ、宇佐美鋳油は、当社が2023年9月期有価証券報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、当社株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2023年9月期有価証券報告書が提出されることを前提条件としていたとのことです。また、2024年2月13日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」に記載のとおり、第三者調査委員会による調査が完了した後に決算数値を確定させるため、2024年9月期第1四半期報告書の法定提出期限である2024年2月14日までに当社の2023年9月期に係る決算関連手続が完了しておらず、2024年9月期第1四半期に係る決算関連手続についても完了していないため、金商法第24条の4の7第1項に定める四半期報告書の提出期限までに2024年9月期第1四半期報告書の提出ができない見込みとなったことから、当社は、東海財務局長に対し、2024年9月期第1四半期報告書の提出期限を2024年3月29日まで延長することの承認を求める申請を行いました。その後、2024年2月14日付「第22期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2024年2月14日付で、東海財務局長より当該延長申請に係る承認を受けました。当該状況を踏まえ、宇佐美鋳油は、当社が2024年9月期第1四半期報告書を延長後の提出期限である2024年3月29日を経過後8営業日目（2024年4月10日）までに提出しない場合には、当社株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するため、2024年4月10日までに2024年9月期第1四半期報告書が提出されることを前提条件としていたとのことです。加えて、2024年1月4日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び2024年2月9日付「第22期（2024年9月期）第1四半期決算発表の延期及び当該四半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信についても、それぞれ2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書と同様の理由により公表が延期されており、2024年3月1日時点では、公表予定日が決定されていないため、2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されることを前提条件としていたとのことです。

（注4）当社は、2024年1月4日付「第21期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、2023年12月30日に第三者調査委員会の調査報告書を受領しており、当該報告書を受けて、提出済みである2021年9月期及び2022年9月期に係る有価証券報告書、2021年9月期第1四半期から2023年9月期第3四半期までの各四半期報告書の過年度訂正を行う予定でした。当社は、2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに会計監査人による監査手続を完了させた上で、2024年3月29日までに、本訂正報告書を提出する予定でした。

また、当社は、第三者算定機関であるブルーアスから2024年2月29日付で取得した株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。当社株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」の「算定の概要」をご参照ください。）の提出を、本特別委員会から2024年2月29日付答申書（2024年2月29日付答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）の提出をそれぞれ受けました。その上で、当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、ブルーアスから2024年2月29日付で取得した当社株式価値算定書の内容を踏まえつつ、2024年2月29日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、第2回公開買付け価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の理由から、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。

すなわち、( ) 新たな資金調達が可能となること、( ) 主に事業基盤の拡充が喫緊の課題であり、宇佐美鋳油グループ(宇佐美鋳油及びその子会社28社(2024年1月31日現在)から成る企業グループ。以下同じです。)が有する資金力や人材、ガソリンスタンドなどの店舗インフラと事業ノウハウの活用を通して、その課題である組織力強化が期待できること、( ) 宇佐美鋳油の取引ネットワークを駆使して課題解決を実現することで、お客様・当社・宇佐美鋳油相互の事業成長・企業価値向上にも繋がること、( ) 短期的には店舗展開及び顧客への小売販売におけるシェア拡大並びにアフターサービス拠点の拡充に向けた投資等が先行することにより収益が悪化すると見込まれたとしても、中長期的な視点に基づく先行投資等及び新たな事業機会の拡大を含む機動的な事業改革施策の立案及び実行が経営課題の一つであると認識した上で、当該施策の実施に向けた対応を求められている状況であること、( ) 本取引を通じて当社株式を非公開化することにより、現在当社が負担しているいわゆる上場維持コストを削減することが可能になり、この削減したコストを将来に向けた投資等に充当することにより、長期的な視点で当社の企業価値向上を図ることが可能であることなどから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。なお、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが挙げられますが、エクイティ・ファイナンスによる資金調達については、宇佐美鋳油による信用補完により金融借入による資金調達の拡大を期待できることに鑑みると、影響は極めて軽微であり、また、知名度や社会的信用についても、2019年の新規上場以降、当社株式が上場していることにより既存店舗の営業成績に与える影響は軽微であると認識しているため、本取引によって当社が上場廃止に至ることによる特段の影響はなく、かつ、宇佐美鋳油の傘下に入ること、宇佐美鋳油グループが有する知名度や社会的信用も得られることからすれば、当社における株式の非公開化に伴うデメリットは限定的と考えております。

また、当社は、以下の点を考慮した結果、第2回公開買付価格である850円は、当社の少数株主の皆様にとって不利益ではないと考えられ、また、当社の少数株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。

- ( ) 第2回公開買付価格が、当社において、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本両公開買付けを含む本取引の公正性(第2回公開買付価格の公正性の担保を含みます。)を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、宇佐美鋳油との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。
- ( ) 第2回公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のブルータスによる当社株式の価値算定結果のうち、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法(以下「DCF方式」又は「DCF法」といいます。)による算定との関係において、算定レンジ(0円~1,091円)の中央値(545円(小数点以下切り捨て))を上回る価格となっていること。
- ( ) 第2回公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本特別委員会が2024年2月29日付で当社取締役会に対して提出した答申書(以下「2024年2月29日付答申書」といいます。)においても、本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、本取引の公正性、本取引の取引条件の妥当性、また当社取締役会における本取引についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかといった点について検討した結果、妥当であると認められると判断されていること。
- ( ) 第2回公開買付価格が、本取引についての公表日の前営業日である2024年2月29日の当社株式の東京証券取引所グロース市場における終値831円に対して2.29%、過去1ヶ月間(2024年1月30日から2024年2月29日まで)の終値単純平均値707円に対して20.23%、過去3ヶ月間(2023年11月30日から2024年2月29日まで)の終値単純平均値767円に対して10.82%、過去6ヶ月間(2023年8月30日から2024年2月29日まで)の終値単純平均値798円に対して6.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっているが、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「( )当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「理由及び検討概要」の「( )「本取引の条件の妥当性が確保されているか」について」に記載のとおり、主たる評価手法はDCF法であり、第2回公開買付価格について、市場株価法は参考情報として示すにとどめることとしていることから、市場株価に対するプレミアムの有無及びその率を必ずしも最重要視しなければならない訳ではない

と考えていること。また、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関から過去の類似事例におけるプレミアム率の水準や平均値等は特段取り付けていないこと。

- ( ) 本意見表明プレスリリースの「3. 本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じる等、当社の少数株主に対して配慮がなされていること。なお、第1回公開買付け価格は、宇佐美鋳油と応募合意株主(第1回)との交渉により両者で合意したものであり、宇佐美鋳油は、加藤氏との間で、第1回公開買付けが実施された場合、加藤氏応募株式の全てについて第1回公開買付けに応募する旨の本契約を締結しているところ、第1回公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格は、1株当たり722円(本取引に係る公表日の前営業日である2024年2月29日の当社株式の終値831円に対して13.12%のディスカウント、同日を基準日とした過去1ヶ月間の終値の単純平均値707円に対して2.12%のプレミアム、過去3ヶ月間の終値の単純平均値767円に対して5.87%のディスカウント、過去6ヶ月間の終値の単純平均値798円に対して9.52%のディスカウント)であり、第1回公開買付けについては、加藤氏のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないため、当社として価格の妥当性について判断しておりません。
- ( ) 第2回公開買付けに下限を設定すると第2回公開買付けの成立が不確実となるため、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に売却の機会を確実に提供する観点から、第2回公開買付けに下限が設定されていないため、本両公開買付けの成立後、宇佐美鋳油及びAnelaが所有する当社株式の議決権数が当社の総議決権の3分の2を下回る可能性があるものの、その場合であっても宇佐美鋳油は当社の株主を宇佐美鋳油のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実行する方針であること。なお、過去5年間における当社の定時株主総会における議決権行使比率は、2019年9月期に係る定時株主総会は約71.49%、2020年9月期に係る定時株主総会は約70.75%、2021年9月期に係る定時株主総会は約71.24%、2022年9月期に係る定時株主総会は約69.05%、2023年9月期に係る定時株主総会は約62.61%であり、これらの定時株主総会における議決権行使比率の平均は約69.03%であり、仮に本臨時株主総会における本株式併合に係る議案への議決権行使比率が同様の水準である場合には、約46.02%の賛成により当該議案は可決されることとなると考えられるところ、宇佐美鋳油は、第1回公開買付けに係る買付予定数の下限を911,200株(増資前所有割合:23.97%)に設定していることから、第1回公開買付けが成立した場合、宇佐美鋳油の所有する当社株式数及び(第1回公開買付け及び第2回公開買付けの成立を条件として、本契約において、本臨時株主総会において本株式併合に関する議案に賛成票を投じる旨を合意している)Anelaが所有するAnela所有株式数の合計は少なくとも1,811,308株(増資前所有割合:47.65%)となることに加えて、第2回公開買付けにおいては一般株主による応募も想定されることから、本両公開買付け成立後に本スクイズアウト手続として行われる株式併合の議案が本臨時株主総会において承認される見込みも十分に認められること。また、仮に本両公開買付け成立後の当社の株主の当社株式の所有状況によって本スクイズアウト手続が実施されないこととなっても、宇佐美鋳油は、本両公開買付けへの応募状況や第2回公開買付けの成立後の時点における当社の株主の属性及び所有状況並びに市場株価の動向も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準(具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定するとのことです。)に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定とのことであり、最終的に当社株式のスクイズアウト手続が実施される可能性が相当程度認められ、かつ、宇佐美鋳油は、当該追加取得実施時点での当社株式の市場株価を考慮して決定する価格(但し、当該価格は、第2回公開買付け価格と比較して、第2回公開買付けに応募した株主又は当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格(当社が株式併合又は株式分割をするなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として第2回公開買付け価格と同額)とするとのことです。)にて、当社株式を追加取得することを想定しているとのことであることから、本両公開買付けが二段階の公開買付けにより構成され、かつ第2回公開買付けに下限が設定されていないことを考慮しても、本両公開買付けによる強圧性の問題は生じないと考えられること。

なお、宇佐美鋳油から本意向表明書の提出を受けた時点以降、2024年2月下旬に、本プロセス内のスポンサー候補1社から、当社株式の非公開化取引に係る初期的な提案を受領いたしました。もっとも、当該提案は、当社に対するデュー・ディリジェンス等の調査を実施していない状況においての初期的な提案であり、同社との協議及び交渉を実施しようとした場合、相応の期間を要することが想定され、かつ、実際に同社との間において当社の非公開化取引を開始できるか否か、またその時期についても、2024年3月1日時点で不確実及び不透明な状況であると考えておりました。一方で、上記の本不適切会計処理に端を発し、金融機関からの信用力の低下や一部店舗における事業の停止等を踏まえ、当社の財務状況が急速に悪化していることに鑑みると、信用力のある企業等の傘下に入り、早急に当社の財務状況を建て直すことが急務となっております。このような状況下において、2024年3月1日時点で最も具体性及び実現可能性の高いと考えられた宇佐美鋳油との間の本取引の実施を選択することが、当社の財務状況の悪化による企業価値の毀損を防止する観点から、最も合理的な選択肢であると

判断しておりました。なお、左記の点については、当社において、2024年3月1日における当社の意見を表明する前提として、本特別委員会においても協議の上、当該判断を行っておりました。

以上より、当社は、2024年3月1日開催の取締役会において、決議に参加した取締役全員（加藤氏を除く4名）の一致により、2024年3月1日時点における当社の意見として、第1回公開買付けが開始された場合には、(i)第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、( )第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議するとともに、宇佐美鋳油によれば、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、宇佐美鋳油が第1回公開買付けよりも高い価格での第2回公開買付けを実施する予定であるとのことであるため、2024年3月1日時点における当社の意見として、第2回公開買付けが行われた場合には、第2回公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきと考える旨を併せて決議いたしました。

その後、当社は、宇佐美鋳油から、第1回公開買付け前条件が充足されること（又は宇佐美鋳油により放棄されること）を前提に、第1回公開買付けを2024年4月11日より開始することを予定している旨の連絡を2024年4月3日に受けました。

これに対し、当社は、本特別委員会に対して、2024年2月29日付答申書の意見に変更がないか検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。本特別委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年3月1日以後、2024年4月9日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月9日に、当社取締役会に対して、答申書（以下「2024年4月9日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

その上で、当社は、本特別委員会から提出された2024年4月9日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、当社の業況や本取引を取り巻く環境を踏まえ、本両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、(i)本取引が公表された後、当社の市場株価については、予定されている第2回公開買付け価格を上回る上昇及び同価格を下回る下落の双方が見られたところ、その背後にある当社株主や投資家の意図、思惑などは必ずしも明らかとは言えないこと、(ii)かかる株価の推移にかかわらず、当社は2023年9月期末時点で債務超過の状態に陥っていたことが判明し、当社の企業価値は低下している状態にあるなど、本両公開買付けの公表時点における状況から、第2回公開買付け価格を引き上げるべき重大な変化は生じていないと考えられることを踏まえ、2024年4月10日現在においても、2024年3月1日時点における本両公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断いたしました。

以上より、当社は、2024年4月10日開催の当社取締役会において、改めて、決議に参加した当社の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、(i)第1回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び( )第1回公開買付けは宇佐美鋳油と応募合意株主（第1回）との交渉により両方で合意したものであり、第1回公開買付けについては、加藤氏のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、少数株主のために、第1回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第1回公開買付け（722円）よりも高い価格（850円）を買付け等の価格として第2回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第1回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第1回公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、当社の株主及び本新株予約権者の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。また、当社は、2024年4月10日開催の当社取締役会において、改めて、決議に参加した当社の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、2024年4月10日時点においては、第2回公開買付けが行われた場合には第2回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明するべきであり、第2回公開買付けが開始される時点で改めてその旨の意見表明について決議するべきであると考える旨を併せて決議いたしました。

その後、当社は、2024年4月15日、当該協議における当社の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した当社の財務状況を鑑みると、2024年9月期第1四半期の営業損失は640百万円、経常損失は770百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は789百万円となり、当第1四半期末時点における純資産の額は1,429百万円となり、当社の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、宇佐美鋳油による当社の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、宇佐美鋳油による当社の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けました。なお、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けておりませんでした。宇佐美鋳油は、2024年4月15日、当社より、当該代理人弁護士から上記の旨

の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に当社を子会社化し、可能な限り早期に宇佐美鋳油による当社株式の非公開化を完了させることが、宇佐美鋳油グループ入りすることによる当社の信用補完に繋がり、2024年4月24日現在取引停止となっていた当社の取引先との信販取引等の再開等が見込め、当社の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったとのことであり、当社は、宇佐美鋳油から、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨の連絡を2024年4月16日に受けました。

これに対し、当社は、本特別委員会に対して、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の意見に変更がないか検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問いたしました。本特別委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、2024年4月10日以後、2024年4月23日までの事情を勘案しても、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2024年4月23日に、当社取締役会に対して、従前の意見に変更がない旨の2024年4月23日付答申書（その概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(7)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を提出いたしました。

その上で、当社は、2024年4月24日開催の当社取締役会において、決議に参加した当社の取締役全員（取締役5名のうち、加藤氏を除く4名）の一致により、本特別委員会から提出された2024年4月23日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を取り巻く状況等を踏まえ、本両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、（ ）本取引に係るスキームの変更は、当社の完全子会社化という目的を変更するものではなく、加えて、今般の開示事項の変更は、当社の借入先である金融機関との間で協議を行っていた当社の代理人弁護士から、当該協議の状況を踏まえると、宇佐美鋳油による当社の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨の助言を受け、その必要性があると当社において判断した上で実施されるものであり、当社において成長戦略の遂行を継続していくためには、信用力を補完できる企業にスポンサーとして参画してもらい、当社及び当該スポンサーが共に成長を目指すことが望ましいという本取引についての当初からの目的にも整合する合理的なものであると考えられ、また、第2回公開買付けの条件について特段実質的な影響を及ぼすものではないことを踏まえると、本取引において引き続き当社の少数株主の利益確保を目指した条件設定は維持されており、当該スキームの変更は当社の少数株主に特段不利益とはならないものと考えられること、（ ）本取引に係る二段階買収の手続において、株式併合の他、本両公開買付け終了後の状況次第では、株式売渡請求の手続を用いる予定があることに關しては、少数株主の権利保護を目的とした法律上の手続として価格決定の手続が設けられており、また株式売渡請求の手続が本スクイーズアウト手続として用いられる場合の条件に關して、宇佐美鋳油は、今後特段の事情が無い限り、第2回公開買付け価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であることから、本取引に係る手続の公正性確保及び本取引の条件の妥当性確保についての配慮が行われているものと考えられることを踏まえ、2024年4月24日現在においても、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「3.本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「(2)本両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、2024年3月1日時点における本両公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、かかる意見については変更しないことを決議いたしました。

その後、当社は、本取引（スキーム変更後）が、第2回公開買付けの実施及びその後のスクイーズアウト手続を経る必要があり、仮にスクイーズアウト手続が株式併合による場合には、宇佐美鋳油による当社の完全子会社化が完了するのが、2024年9月頃となる予定であるところ、2024年4月中旬頃より当社の財務状況を改善させ、早急に事業を安定化させるための手段について検討を重ねた結果、2024年5月上旬から中旬頃、外部からの資金調達が必要不可欠であると判断するに至りました。そして、2024年5月15日、宇佐美鋳油に対し、宇佐美鋳油による当社の完全子会社化の完了に先立って早期の資金提供を行うことについて要請を行いました。具体的には、当社は、宇佐美鋳油に対して、単月黒字化に向けた在庫確保のため、可能な限り早期に約15億円の資金提供を行うことを希望する旨を連絡いたしました。なお約15億円という金額については、当社は2024年9月期第2四半期累計期間において、1,233百万円の営業損失を計上しているところ、これは、現在出店している店舗における商品の在庫台数が、2024年5月末時点において本来展示可能な台数よりも約1,800台、概ね4割程度過少になっていることにより、2024年9月期第2四半期累計期間において売上高31,494百万円、売上総利益3,955百万円に比べて販売管理費が5,188百万円と先行する状態が続いているためであり、商品を1,477百万円、具体的には1台あたり約2百万円の車両の740台程度の仕入を行うことを企図して設定した金額となります。なお、当社は、2024年4月下旬頃に当社の財務状況が日々悪化している状況を踏まえて、左記の必要資金の検証を開始し、その検証が完了したのは2024年5月中旬頃であり、また、第1回公開買付けに係る買付け等の期間終了日時点においては宇佐美鋳油を割当て予定先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決定した事実はなかったため公表はできませんでした。その後、宇佐美鋳油は、当社が債務超過になっている財務状況を早期に改善する必要があることや、当社の事業活動を早急に安定させるためには当社において資

金需要があることを踏まえ、2024年6月21日、第2回公開買付価格と同額の850円を発行価額として、約15億円の第三者割当増資を引き受けることを当社に回答したとのことです。なお、宇佐美鋳油は、宇佐美鋳油が2024年3月1日付で公表した「株式会社グッドスピード（証券コード：7676）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及び2024年4月11日に提出した第1回公開買付けに係る公開買付届出書（宇佐美鋳油が2024年4月24日及び2024年5月9日に提出した公開買付届出書の訂正届出書による変更後のものをいいます。）において、仮に本両公開買付け成立後の当社の株主の当社株式の所有状況によって本スクイズアウト手続が実施されないこととなっても、その場合の対応として、本株式併合に係る議案が当社の株主総会において現実的に承認される水準（具体的な水準は、本臨時株主総会における議決権行使比率等を踏まえて決定する予定とのことでした。）に至るまで、市場内での買付け又は市場外での相対取得等の方法により、当社株式を追加取得し、当社株式の非公開化を目指す予定であることを宣言していたものの、上記の経緯により上記第三者割当増資を引き受ける旨の回答を行ったことに伴い、宇佐美鋳油が2024年6月26日付で提出する公開買付届出書により当該宣言を撤回したとのことです。

また、当社は、2024年6月21日、宇佐美鋳油より、第2回公開買付前提条件（注5）が充足されたこと又は宇佐美鋳油が当該条件を放棄したことを条件として、第2回公開買付けを2024年6月26日から開始する方針であることの伝達を受けました。そのため、本特別委員会は、当社取締役会が第2回公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、改めて、2024年4月11日から2024年6月24日までの状況を考慮して、2024年2月29日付答申書及び2024年4月9日付答申書の内容に変更がないか否かを検討いたしました。本特別委員会は、その結果、2024年6月24日付で当社取締役会に対して、当社が本取引の一環として第三者割当増資を実施する予定であることを踏まえても上記意見に変更がない旨の2024年6月24日付答申書（以下「2024年6月24日付答申書」といいます。2024年6月24日付答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を提出いたしました。当社は、2024年6月25日付取締役会において、2024年6月24日付答申書の内容並びに市場株価及び当社グループの経営環境を踏まえ、第2回公開買付価格を含む本取引に係る諸条件について改めて慎重に検討を行った結果、本第三者割当増資による資金調達を実施されない場合、当社の事業の安定化が困難であり当社の財務状況は現在の傾向のまま悪化することに伴い、当社の企業価値の毀損が継続すると予測されることから、当該企業価値の毀損を防止するために本第三者割当増資による資金調達が必要と考えられ、少数株主の皆様にとっても不利益なものではないと考えられること、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日の当社普通株式の終値は831円であったところ、2023年12月以降、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日までの間においては当社の過去の保険金請求事案も踏まえて当社普通株式の株価下落傾向にあったものの、本取引（予告公表時点）が公表された2024年3月1日以降、2024年3月29日に第21期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をするまでの間、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、その後、第21期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表したことを踏まえて一時株価が下落したものの、宇佐美鋳油による第1回公開買付けの開始が公表されて以降2024年6月25日に至るまで従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、現在の当社普通株式の株価は、第2回公開買付価格を前提として、市場株価上昇に起因して、宇佐美鋳油が第2回公開買付けの成立のために第2回公開買付価格を引き上げることへの期待等の投機的な思惑が強く反映されていると考えられ、第2回公開買付後、当社の株価は2024年6月25日現在の株価の水準は維持されない可能性が高いことから第1回公開買付けの開始にあたって2024年4月11日開催の当社取締役会において決議した第2回公開買付けに係る当社の判断を変更する必要はないと考えたため、同判断を維持し、改めて第2回公開買付けに賛同し、かつ、当社株式を所有する株主の皆様に対しては第2回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、第2回公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を表明する旨を決議しました。なお、当社は、本特別委員会から、本第三者割当増資により当社の既存株主の持株比率及び議決権比率に相応の規模の希薄化が生じるものの、本第三者割当増資により調達した資金は、商品の仕入（すなわち、発行諸費用を除いた全額を商品車両の仕入に充当することにより、1台あたり約2百万円の車両を740台程度確保することで小売販売台数を確保し、単月黒字化が可能であると試算したもの）に用いられるものであり、これらによる具体的な効果として期待、想定される内容に照らせば、本第三者割当増資により、まずは当社の単月黒字化を可能とする旨を見込むとともに、あわせて当社の利益率の向上を期待した上で、債務超過となっている当社の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させることにそれぞれ資するものと考えられ、経営上の合理性を有するものであると考えられ、本第三者割当増資を実施しない場合には、当社の財務状況の改善、事業活動の安定化のため、手元資金により商品在庫の仕入を行う必要があるものの、その場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない可能性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になることから、本第三者割当増資の実施によって上記のような事態を回避することが当社の株主価値の毀損防止につながる蓋然性は高いと思われる、当社の少数株主にとっては希薄化を上回る効果があ

ると評価できるとの意見を取得しており（当該意見の詳細は当社が2024年6月25日付で公表した「資本業務提携契約の締結及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」（以下「当社第三者割当プレスリリース」といいます。）をご参照ください。）、かかる意見も踏まえ、当社は、本第三者割当増資を実施することにより本取引の実行可能性が高まることになるものの、当社が債務超過となっている財務状況を早期に改善させ、また、事業活動を早急に安定させるために当社における資金調達には緊急を要する状況であることに鑑み、宇佐美鋳油による完全子会社化に先立ち宇佐美鋳油から資金提供を受ける必要性が高いことや、外部からの資金調達を行わず手元資金により商品在庫の仕入を行う場合、当社の運転資金は2024年7月末に約52百万円不足し、当社の事業活動継続に必要な手元資金の水準を維持できない他、単月黒字化に向けた在庫確保に必要な金額は約15億円であることから黒字化の実現が困難となることが想定され、当社の事業運営の継続が困難になることや不測の事態に対応することができない可能性が高くなることにより、ひいては企業価値を著しく損なうことになりかねず、少数株主にとっても不利益になることを踏まえ本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断いたしました。また、本第三者割当増資の払込金額が850円であり、当該金額は本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日の当社普通株式の終値である1,037円に対しては18.03%のディスカウントとなる点について、当社は、本特別委員会から、今般、宇佐美鋳油が相当程度まとまった金額での本第三者割当増資を引き受けるものであるところ、宇佐美鋳油の立場から見ると、当社の経営について相当程度のリスクを引き受けるものであると言えることから、発行価額について相応のディスカウントが行われることは特段不合理では無いと考えられます。加えて、当該ディスカウントの率（割合）も、日本証券業協会が策定する自主ルールの内容に沿うものであると言え、現在の実務に照らして特段不合理なものでは無いと考えられることを踏まえ、本第三者割当増資の払込金額が宇佐美鋳油に特に有利でないことに係る適法性が確保されているものと考えられるとの意見を取得しており（当該意見の詳細は当社第三者割当プレスリリースをご参照ください。）、かかる意見も踏まえ、当社は、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日の当社普通株式の終値は831円であったところ、2023年12月以降、本取引（予告公表時点）の公表日の前営業日である2024年2月29日までの間においては当社の過去の保険金請求事案も踏まえて当社普通株式の株価下落傾向にあったものの、本取引（予告公表時点）が公表された2024年3月1日以降、2024年3月29日に第21期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表をするまでの間、従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、その後、第21期の有価証券報告書の提出及び過年度の訂正有価証券報告書の提出について公表したことを踏まえて一時株価が下落したものの、宇佐美鋳油による第1回公開買付けの開始が公表されて以降2024年6月25日に至るまで従前の株価推移とは明らかに傾向の異なる急騰傾向にあり、現在の当社普通株式の株価は、第2回公開買付け価格を前提として、市場株価上昇に起因して、宇佐美鋳油が第2回公開買付けの成立のために第2回公開買付け価格を引き上げることへの期待等の投機的な思惑が強く反映されていると考えられ、当該急騰した期間の株価のみをもって当社の本来的な価値を算定し、発行価額を決定することは妥当とはいえないと考えられること、及び、当社は2024年9月期第1四半期報告書により当社の財務状況が債務超過の状態にあることを公表しているにもかかわらず、当該高騰が継続していることから、払込金額が特に有利な金額に該当するか否かの判断については、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除するため、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の株価を前提とするのではなく、本取引に係る公表日以前の一定期間の株価を考慮することが合理的であると考えられること等について協議した結果、当社は、本取引（予告公表時点）が公表された2024年3月1日より前の時点の株価も考慮することが合理的と考え、取締役会決議日の直前営業日である2024年6月24日から起算した直近6ヶ月の当社普通株式の終値の平均値である860円を基準とすることが適切であると考えられることから、かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、合理的な発行価格であると認識しており、特に有利な金額には該当しないと判断いたしました。

（注5）「第2回公開買付前提条件」とは、第1回公開買付けが成立し、かつ、決済が完了すること、本特別委員会において、当社が第2回公開買付けに対して賛同し、当社の株主に対して第2回公開買付けに応募することを推奨し、第2回公開買付けを行うことについて肯定的な内容の答申が行われ、その旨が公表されることが予定され、かつ、第2回公開買付けの開始日において、当該答申が撤回されていないこと、当社の第2回公開買付けに関する意見表明として、第2回公開買付けに賛同し、当社の株主に対して第2回公開買付けへの応募を推奨する旨の、決議に参加した全取締役の全会一致による取締役会決議が適法かつ有効に行われ、当社によりその内容が公表されており、かつ、当社において賛同決議を撤回する又はこれと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと、宇佐美鋳油及び応募合意株主（第1回）間で、本契約が締結され、かつ、有効に存続していること、当社において、（ ）2023年9月期有価証券報告書及び2024年9月期第1四半期報告書が2024年4月10日までに提出され、かつ、無限定適正意見若しくは限定付適正意見を得ており又は意見の表明をしない旨が記載された場合であって当社株式が上場廃止となっておらず、かつ、（ ）2023年9月期決算短信及び2024年9月期第1四半期決算短信が公表されていること、当社において、本訂正報告書が提出されていること、本取引に関し、独占禁止法に基づき必要な手続及び対応が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過していること、当社グループに係る業務等に関する重要事実（金商法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（金商法第166条第4項に定める意味を有します。）していないものが存

在せず、また、当社株式に関する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（金商法第167条第2項に定めるものをいいます。）であって公表（金商法第167条第4項に定める意味を有します。）されていないものが存在しないこと、本両公開買付けが法令等に違反しておらず、かつ、裁判所その他の司法機関、行政機関等により本両公開買付けで企図される買付けが法令等に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、原因の如何にかかわらず、当社グループの事業、財務状態、業績若しくは今後の見通しに重大な悪影響を及ぼし得る事態が生じていないこと（本両公開買付けに係る撤回事由が生じていないことを含みます。）をいうとのことです。

その後、当社は、2024年7月25日、宇佐美鋳油より、第2回公開買付けの結果について、当社株式1,666,700株の応募があり、第2回公開買付けにおいては、買付予定数に下限及び上限を設定していないことから、第2回公開買付けに応募された当社株式の全てを取得することとなった旨の報告を受けました。その結果、2024年7月30日（本公開買付けの決済開始日）付で、宇佐美鋳油の所有する当社株式の議決権所有割合は91.57%となり、宇佐美鋳油は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、宇佐美鋳油より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、（i）本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本公開買付け開始時に、上記のとりの過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、（ii）本売渡株式1株につき850円という本株式売渡対価及び本売渡新株予約権1個につき1円という本新株予約権売渡対価は、第2回公開買付け価格と同一の価格であること及び本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本意見表明プレスリリースの「3.本両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（7）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した2024年6月24日付答申書においても、第2回公開買付け価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されている等、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の皆様にとって合理的な価格であると考えられること、（iii）宇佐美鋳油は、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の全てを、同社が保有する現預金より支払うことを予定しているところ、宇佐美鋳油が第2回公開買付けに係る公開買付け届出書の添付書類として提出した宇佐美鋳油の普通預金口座の通帳の写し（2024年6月24日現在）を確認した結果、宇佐美鋳油は本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価のための資金に相当する銀行預金を有していること、また、宇佐美鋳油によれば、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないことから、宇佐美鋳油による本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、（iv）本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（v）第2回公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、決議に参加した取締役全員（加藤氏を除く4名）の一致により、宇佐美鋳油からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

なお、本株式等売渡請求は本公開買付けを含む本取引の一環として行われるものであることから、当社の取締役のうち、当社の代表取締役社長である加藤氏は、加藤氏及び加藤氏の資産管理会社であるAnelaが応募合意株主（第1回）であることに鑑み、本取引に関して当社の少数株主と構造的な利益相反状態にあるため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において宇佐美鋳油との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

以上